平成２１年（フ）第８０２３号
大阪市城東区野江２丁目16番25―306号
債務者　伊沢秀明こと　尹　　秀明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８３号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番７―1201号
債務者　三角こと　三角　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４６号
大阪府守口市寺方錦通３丁目６番38号
債務者　山口　　愛
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１６１号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目16番16号
債務者　森田　康子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８３号
大阪府東大阪市松原２丁目11番13号
債務者　吉村　崇宏
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０８号
大阪市平野区平野上町２丁目10番21号
債務者　河野　　敦
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１０号
大阪府摂津市一津屋２丁目30番21号
債務者　山本いつみ
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２０号
大阪市西成区山王１丁目８番５号　文化１Ｆ
債務者　阿久根喜代司
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２４号
大阪府東大阪市西岩田４丁目４番31号
債務者　朝田　順子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３２号
大阪市住吉区山之内５丁目３番94号
債務者　六車　俊治
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市上之屋１丁目10番３―306号
エレガンスコーポ・フェリーチェ
債務者　久高　則夫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５３号
山口県宇部市南浜町２丁目５番11―503号
債務者　樋ノ浦千穂子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１６２号
山口県宇部市東本町２丁目３番21―３号
債務者　田中　克彦
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０３６号
北九州市門司区大里本町２丁目６番29号
債務者　中野　雄二
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１０号
北九州市八幡西区陣原３丁目６番17―703号
債務者　宿里　厚介
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３６号
北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村字ツボ石2183番地１　ツボ石団地H15―202号
債務者　田中　正浩
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第３７号
北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村字ツボ石2183番地１　ツボ石団地H15―202号
債務者　田中　博美（旧姓大岩）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第７０号
岩手県遠野市鶯崎町４番８－６号　鶯崎住宅56―06
債務者　種川　　浩
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係